

電車車体塗装修繕作業仕様書

令和7年度
電車事業課車両係

1. 作業場所

鹿児島市交通局電車事業課整備工場塗装場

2. 履行期間

契約の日から令和8年2月27日（金）とし、1両あたりの工期は6週間以内とする。

詳細な日程については、発注者、受注者で協議するものとする。

3. 作業時間

月曜日から金曜日の8時30分～17時00分までとする。

ただし、作業日、時間等を変更する場合は、その都度発注者と協議すること。

4. 対象車両：602号・611号 計2両

5. 作業に使用する材料等について

①塗装作業に必要とする材料（塗料、シンナー、硬化剤、クリア剤）以外のパテ、ロンテックス、養生テープ、研磨用ペーパー・シリコンシーラント等の材料、工具はすべて受注者の負担とする。

②作業に必要とする足場・電源・コンプレッサーは発注者が貸与するものとする。

6. 作業における注意事項

①作業者は、鉄道又は軌道車両の塗装技術及び知識を有するものとする。また、労働安全衛生法に定められた有機溶剤作業主任者技能講習を修了したものを1名以上従事させること。

②作業者は、作業に必要とする安全用具（作業服、安全靴、安全帽子、塗装用マスク等）を着用し、作業を安全かつ確実に行うこと。

③作業者は、常に言語、態度に留意し、他人に不快の念を与えないよう努めること。

④作業者は、交通局の車両及び施設設備機械器具を破損したとき、又は破損個所を発見した時は、発注者に速やかに届け出るとともに、損害を与えた場合は全ての責任を負うこと。

⑤車両の修繕作業以外の場所（屋根上及び床下機器、台車）については養生し、粉

塵及び塗料が付着しないよう十分注意するとともに、付着した場合は清掃すること。

- ⑥運転席小窓、全ドア、バンパー、エプロン、車外ミラー装置、ワイパーの取外し及び取付作業は発注者で行う。
- ⑦作業中において、外板の切り替え作業が必要となった場合は、速やかに発注者に報告すること。(外板切り替え作業は発注者で施工)
- ⑧作業終了後は、作業場内外の清掃をするとともに、廃棄物は分別し処分すること。

7. 作業内容

- ①車体外板（小窓・ドア・バンパー・エプロンを含む）パテの総剥離
- ②素地調整、錆止めプライマー塗り
- ③客室側面上部及び運転席上部ローンテックス塗り
- ④パテ付け、研磨
- ⑤サフェイサー吹き付け
- ⑥塗料吹付
- ⑦クリア塗装
- ⑧下記の作業完了後、受注者は確認検査を受けること。また検査不合格の場合速やかに是正すること。
 - (ア) パテ剥離、素地調整後
 - (イ) パテ付け、研磨後
 - (ウ) 塗料吹付塗装後
 - (エ) クリア塗装後

8. 報告書

受注者は、2両毎に上記7. ⑧項の(ア)～(エ)の作業写真を2部提出すること。(データでの提出を含む)

9. 補償

引渡し後6ヶ月以内に、当該作業に起因すると思われる塗装面の不具合等が発生した場合は、受注者は無償で修理を行うものとする。

10. その他

この仕様書に記載のない事項において疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、発注者の解釈によるものとする。